

Fair Finance Guide 評価基準 2016 年 5 月版 (仮訳)

- Fair Finance Guide Japan が採用するテーマのみを掲載しています。
- <新規>は 2015 年版から新たに追加された項目、<修正>は修正された項目を表します。

分野横断型テーマ

気候変動

1. 金融機関が自らの温室効果ガス排出削減目標を設定。
2. 金融機関が投融資するエネルギー企業及びプロジェクトの温室効果ガス排出量を公開。
3. 金融機関が投融資するすべての企業及びプロジェクトの温室効果ガス排出量を公開。
4. 金融機関が投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出削減目標を設定。
5. <新規>企業による石炭火力発電や石炭採掘への関与がその企業の全事業の 30%以内の銘柄のみとする投融資方針を金融機関が設定。
6. <新規>企業による化石燃料発電や石油ガス採掘への関与がその企業の全事業の 30%以内の銘柄のみとする投融資方針を金融機関が設定。
7. <新規>石炭火力発電や石炭採掘に関与する企業を除外する投融資方針を金融機関が設定。
8. <新規>化石燃料発電や石油ガス採掘に関与する企業を除外する投融資方針を金融機関が設定。
9. <修正>金融機関が投融資先企業に直接的・間接的な温室効果ガスの排出量を公開することを奨励。
10. <修正>金融機関が投融資先企業に直接・間接的な温室効果ガスの削減を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業に化石燃料から再生可能エネルギーへ転換することを推奨。
12. <修正>金融機関が従来型の石炭火力発電(例: CCS なし)を行う企業に関与しないこと。
13. 金融機関が石炭火力発電を行う企業に関与しないこと。
14. 金融機関が化石燃料発電を行う企業に関与しないこと。
15. 金融機関が石炭採掘を行う企業に関与しないこと。
16. 金融機関がタールサンドからの石油採掘を行う企業に関与しないこと。
17. 金融機関が石油ガス採掘を行う企業に関与しないこと。
18. <新規>金融機関が泥炭地や高炭素含有地の農地への転換に関与しないこと。
19. 金融機関が投融資先企業によるバイオ燃料の製造に際して、持続可能なバイオ燃料に関する円卓会議(RSB)の 12 原則の順守を奨励。
20. 金融機関が投融資先企業による世界自然保護基金(WWF)の Gold Standard 認証に基づく CO2 補償的投資を奨励。
21. 金融機関が気候政策の弱体化を目的としたロビー活動を行う企業に関与しないこと。
22. 金融機関は購買方針における気候変動権利関連基準の策定を奨励。
23. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の気候変動関連項目の設定を奨励。

汚職

1. 金融機関がわいろや不当利益の提供・請求・受領等を行う企業に関与しないこと。
2. <新規>金融機関が金融活動作業部会(FATF)の勧告に従うこと。
3. <新規>金融機関が Wolfsberg 原則に従うこと。
4. <新規>金融機関が企業の「実質的支配者」を適切に確認すること。
5. <新規>金融機関が「外国政府等において重要な公的地位にある方等」との直接的・間接的な取引に対して、追加の予防手段を適用すること。
6. <新規>金融機関が国際条約や規則への意思決定への関与(Lobby Practices)を報告すること。
7. <新規>金融機関が投融資先企業による「実質的支配者」に関する情報の公開を奨励。
8. 金融機関がわいろや不当利益の提供・請求・受領等を行う企業に関与しないこと。
9. 金融機関が投融資先企業による従業員や顧客が不正を行ったときの通報システムの整備を奨励。
10. 金融機関が投融資先企業による国際条約や規制に対するロビーの報告を奨励。
11. <修正>金融機関が投融資先企業による購買方針における汚職関連基準の策定を奨励。
12. <修正>金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の汚職関連項目の設定を奨励。

ジェンダー

1. <新規>金融機関が雇用や職業に関して如何なるジェンダー差別も許容しない方針を表明。
2. <新規>金融機関が労働者の賃金のジェンダー差別を能動的にチェックするシステムを導入。
3. <新規>金融機関が顧客のジェンダー差別を防止・緩和するシステムを導入。
4. <新規>金融機関が女性の管理職への参加やアクセスを 40%以上確保することを保障。
5. <新規>金融機関が女性の取締役への参加やアクセスを 40%以上確保することを保障。
6. <新規>金融機関が差別や女性への暴力を撤廃し、平等な雇用環境を作るための法令の策定を投融資先政府に奨励。

7. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による男女が直面する人権リスクの区別を奨励。
8. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による雇用や職業に関して如何なるジェンダー差別も許容しない方針表明を奨励。
9. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による労働者の賃金のジェンダー差別を能動的にチェックするシステム導入を奨励。
10. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による顧客のジェンダー差別を防止・緩和するシステム導入を奨励。
11. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による女性の管理職への参加やアクセスを40%以上確保することを奨励。
12. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による女性の取締役への参加やアクセスを40%以上確保することを奨励。
13. ＜新規＞金融機関は投融資先企業による購買方針におけるジェンダー及び女性の権利関連基準の策定を奨励。
14. ＜新規＞金融機関は投融資先企業によるサプライヤー等との契約時のジェンダー及び女性の権利関連項目の設定を奨励。

健康

1. 金融機関が投融資先企業による労働者・顧客・周辺住民の健康悪化の予防策（予防原則に基づくこと）を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業による国際労働機関（ILO）条約及び多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言に基づく労働者の健康・安全配慮を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業による労働者の健康・安全改善のためのシステム構築を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業によるモントリオール議定書に基づく有害物質（オゾン層を破壊する物質）管理を奨励。
5. 金融機関が投融資先企業によるストックホルム条約に基づく有害物質（残留性有機汚染物質）管理を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業によるバーゼル条約に基づく化学物質管理・廃棄を奨励。
7. 金融機関が投融資先企業によるロッテルダム条約に基づく化学物質管理・廃棄を奨励。
8. 金融機関が投融資先企業による利用可能な最善の技術（BAT）を用いた有害物質の削減対策を奨励。
9. 金融機関が投融資先企業による予防原則に基づいた化学物質の使用制限を奨励。
10. ＜新規＞金融機関が投融資先の製薬企業による回避・治癒可能な病気を持つ患者への医療アクセスの保証を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による回避・治癒可能な病気を持つ患者の医療アクセスの保証を奨励。
12. 金融機関が投融資先の哺乳瓶製造企業によるWHO基準に基づいた哺乳瓶及び母乳の代替手段の啓蒙を奨励。
13. 金融機関が投融資先のタバコ製造企業によるWHOタバコ規制枠組み条約等に基づいたタバコ製造と危険性の啓蒙を奨励。
14. 金融機関が投融資先企業による購買方針における健康関連基準の策定を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の健康関連項目の設定を奨励。

人権

1. 金融機関自らが国連ビジネスと人権に関する指導原則を尊重。
2. 金融機関が投融資先の政府による国際的な宣言及び条約に基づく人権保障を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業による国連ビジネスと人権に関する指導原則の尊重を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業による明示的な人権尊重のコミットメントを奨励。
5. 金融機関が投融資先企業による人権デュー・デリジェンスの実施を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業による人権侵害の被害者への補償と回復のプロセスの設置を奨励。
7. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
8. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
9. 金融機関が投融資先企業による女性の権利に対する特別な配慮（差別の予防と平等な待遇）を奨励。
10. 金融機関が投融資先企業による子どもの権利に対する特別な配慮を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による国際人道法の尊重及び占領地への入植に関与しないことを奨励。
12. 金融機関が投融資先企業による購買方針における人権関連基準の策定を奨励。
13. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の人権関連項目の設定を奨励。

労働

1. 金融機関が投融資先企業による団結権・団体交渉権の保証を奨励。
2. 金融機関が強制労働を行う企業に関与しないこと。
3. 金融機関が児童労働を行う企業に関与しないこと。
4. 金融機関が雇用・業務における差別を行う企業に関与しないこと。
5. 金融機関が投融資先企業による生活賃金の保証を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業による最長労働時間の適用を奨励。

7. 金融機関が投融資先企業による労働者の健康・安全方針の策定を奨励。
8. 金融機関が投融資先企業による移民労働者に対する待遇と労働環境の平等の保証を奨励。
9. 金融機関が投融資先企業による労働基準の監督・是正システムの構築を奨励。
10. 金融機関が投融資先企業による労働者の苦情処理や労働紛争解決のシステム構築を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による購買方針における労働者の権利関連基準の策定を奨励。
12. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の労働者の権利関連項目の設定を奨励。

自然環境

1. 金融機関が投融資先企業による保護価値の高い森林（HCVF）伐採への予防措置を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業による国際自然保護連合（IUCN）が定めたカテゴリⅠ-Ⅳの保護地域への悪影響の予防措置を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業によるユネスコ世界遺産への悪影響の予防措置を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業によるラムサール条約に含まれる保護区への悪影響の予防措置を奨励。
5. 金融機関が投融資先企業による絶滅の恐れのある種（レッドリスト）への悪影響の予防措置を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業によるワシントン条約に基づいた絶滅危惧動植物の取引管理を奨励。
7. 金融機関がワシントン条約のリストに該当する絶滅危惧動植物の取引を行う企業に関与しないこと。
8. 金融機関が投融資先企業による遺伝資源・知識の取得に際して、生物多様性条約・ボンガイドライン・名古屋議定書の順守を奨励。
9. 金融機関が投融資先企業による遺伝子組み換え作物の生産・取引に際して、カルタヘナ議定書の全ての要件の順守、及び輸入国の同意を得ることを奨励。
10. 金融機関が遺伝子組み換え作物の生産・取引を行う企業に関与しないこと。
11. 金融機関が投融資先企業による外来生物の移転の予防策を奨励。
12. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足の影響評価と悪影響の予防の実施を奨励。
13. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足が顕著な地域において地域住民のニーズと競合する新規事業を行わないことを奨励。
14. 金融機関が投融資先企業による環境影響評価の実施を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業による購買方針における自然関連基準の策定を奨励。
16. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の自然関連項目の設定を奨励。

税

1. ＜新規＞金融機関が業務を行う重要な国ごとに売上・費用・収益・政府からの補助金額・納税額を公開。
2. 金融機関が業務を行う各国子会社ごとに売上・費用・収益・政府からの補助金額・納税額を公開。
3. ＜新規＞金融機関が業務を行う各国子会社ごとに資産額を公開。
4. 金融機関が租税回避を主目的とする顧客の国際的な企業スキーム構築のための助言を行わないこと。
5. ＜新規＞金融機関が租税回避を主目的とする国際的な企業スキーム構築に参加しないこと。
6. ＜新規＞金融機関が税当局から認められた企業特有の税ルールを公開すること。
7. 金融機関がタックスヘイブンにおいて当該国で事業を行わない子会社・関連会社を設立しないこと
8. 金融機関がタックスヘイブンにおいて当該国で事業を行わない子会社・関連会社を設置した企業に対して金融サービスを提供しないこと
9. ＜新規＞金融機関が投融資先企業によるグループ構造全体の公開を奨励。
10. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による低税率国における事業についての説明を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による業務を行う国ごとの売上・費用・収益・政府からの補助金額・納税額の公開を奨励。
12. 金融機関が投融資先企業による租税回避を目的とせず経済的な実情を反映した国際的な企業スキーム及び取引を奨励。
13. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による税当局から認められた企業特有の税ルール公開を奨励。
14. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による納税に関する裁判結果を法的に可能な範囲での公開を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業による従業員や顧客が不正を行ったときの通報システムの整備を奨励。
16. 金融機関が投融資先企業による購買方針における納税関連基準の策定を奨励。
17. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の納税関連項目の設定を奨励。

セクターテーマ

兵器産業

1. 金融機関が対人地雷及び対人地雷の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。
2. 金融機関がクラスター兵器及びクラスター兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。
3. 金融機関が核拡散防止条約（NPT）未批准国及び未批准国向けの核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。
4. 金融機関が核兵器及び核兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。

5. 金融機関が化学兵器及び化学兵器の重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。
6. 金融機関が生物兵器及び生物兵器重要部品の製造・保守・取引を行う企業に関与しないこと。
7. 金融機関が投融資において民生利用を行っている基幹兵器部品を兵器として取り扱うこと。
8. 金融機関が国連等により禁輸措置が行われている国に対する兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
9. 金融機関が人権侵害の明らかな場合において兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
10. 金融機関が人権侵害を行っている政府に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
11. 金融機関が武力紛争中の国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
12. 金融機関が深刻な汚職・腐敗が生じている国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
13. 金融機関が無政府状態の国や脆弱国に対して兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
14. 金融機関が国の財政不均衡を助長する兵器・軍事システム・軍事輸送等の提供を行う企業に関与しないこと。
15. 金融機関が兵器産業に関する方針において、投融資手段・資産クラスに関する例外規定を設けていないこと。
16. 金融機関が兵器産業に関する方針において、兵器製造に関連しない事業又は活動に関する例外規定を設けていないこと。

漁業

1. 金融機関が投融資先企業によるワシントン条約に基づいた絶滅危惧動植物の取引管理を奨励。
2. 金融機関がワシントン条約のリストに該当する絶滅危惧動植物の取引を行う企業に関与しないこと。
3. 金融機関が投融資先の漁業者による海洋保護区、特に漁業禁止区域の尊重を奨励。
4. 金融機関が投融資先の漁業者によるトロール漁等の破壊的漁法技術の禁止を奨励。
5. 金融機関が投融資先の漁業者による資源採取量の最小化を奨励。
6. 金融機関が投融資先の漁業者による過剰漁業の抑制を奨励。
7. 金融機関が投融資先の漁業者によるゴーストフィッシング（水中に放出・廃棄・投棄された漁具が水生生物に危害を与えること）の禁止又はマルポール条約やEU規制の順守を奨励。
8. 金融機関が投融資先の漁業者による便宜置籍船（事実上の船主の所在国とは異なる国に籍を置く船）による漁業禁止を奨励。
9. 金融機関が投融資先の漁業者による漁獲高の報告及び漁獲原産地のチェック体制構築を奨励。
10. 金融機関が投融資先の漁業者によるFAOの「責任ある漁業のための行動規範」の順守を奨励。
11. 金融機関が投融資先の漁業者による少なくとも一つの漁場についてのMSCによる認証取得を奨励。
12. 金融機関が投融資先の漁業者による全ての漁場についてのMSCによる認証取得を奨励。
13. 金融機関が投融資先の漁業取引業者及びそのプロダクションチェーン等によるMSC Chain of Custody Standardの認証取得を奨励。
14. 金融機関が投融資先のエビ養殖業者によるInternational Principles for Responsible Shrimp Farmingの順守を奨励。
15. 金融機関が投融資先の魚養殖業者によるAquaculture Stewardship Council基準による認証取得を奨励。
16. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業によるGRIのG4ガイドラインの標準開示事項を含んだ持続可能性報告書の公開を奨励。
17. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業による食料生産セクター補足文書（FSSD）を含むGRIのG4ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
18. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
19. 金融機関が投融資先企業による他社との契約時の社会・環境・経済関連項目の規定を奨励。

食

1. 金融機関が投融資先企業による適切な食の権利の尊重を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業による国際労働機関（ILO）中核的労働基準の尊重を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
5. 金融機関が投融資先企業による国際自然保護連合（IUCN）が定めたカテゴリⅠ-Ⅳの保護地域への悪影響の予防措置を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業によるユネスコ世界遺産への悪影響の予防措置を奨励。
7. 金融機関が投融資先企業によるラムサール条約に含まれる保護区への悪影響の予防措置を奨励。
8. 金融機関が投融資先企業による遺伝資源・知識の取得に際して、生物多様性条約・ボンガイドライン・名古屋議定書の順守を奨励。

9. 金融機関が投融資先企業による遺伝子組み換え作物の製造・取引に際して、カルタヘナ議定書の全ての要件の順守、及び輸入国の同意を得ることを奨励。
10. 金融機関が投融資先企業による遺伝子組み換え作物の生産及び取引に関与しないことを奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による家畜動物の「5つの自由（Farm Animal Welfare Council）」の尊重を奨励。
12. 金融機関が投融資先企業による極めて閉鎖的な空間・電流柵等での家畜の飼育禁止を奨励。
13. 金融機関が投融資先企業による家畜動物を輸送する際に最大8時間以内制限を奨励。
14. ＜修正＞金融機関が投融資先企業による温室効果ガスの直接・間接排出の削減を奨励。
15. ＜修正＞金融機関が投融資先企業による有害物質（窒素酸化物やアンモニアなど）の直接・間接排出の削減を奨励。
16. ＜新規＞金融機関が泥炭地や高炭素含有地の農地への転換に関与しないこと。
17. 金融機関が投融資先企業による必要最小限の農薬使用及び責任ある使用を奨励。
18. 金融機関が投融資先企業による必要最小限の水利用を奨励。
19. 金融機関が投融資先企業による水質汚濁の予防を奨励。
20. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足の影響評価と悪影響の予防の実施を奨励。
21. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足が顕著な地域において地域住民のニーズと競合する新規事業を行わないことを奨励。
22. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による一次製品の基準やイニシアティブを遵守することを奨励。
23. 金融機関が投融資先企業による一次製品の生産における第三者認証の取得を奨励。
24. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業によるGRIのG4ガイドラインの標準開示事項を含む持続可能性報告書の公開を奨励。
25. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業による食料生産セクター補足文書を含むGRIのG4ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
26. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
27. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の社会・環境・経済関連項目の設定を奨励。

林業

1. 金融機関が投融資先の森林業者による保護価値の高い森林（HCV）の把握・保護を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業による高炭素貯蔵（HCS）森林の把握・保護を奨励。
3. 金融機関が木材のサプライチェーンに関わる企業による違法伐採木材の使用禁止を奨励。
4. 金融機関が投融資先の製紙業者による利用可能な最善の技術に基づく化学物質及び土壌・水・大気汚染の制限を奨励。
5. 金融機関が投融資先の森林業者による地元住民及び先住民族の森林利用権等の尊重を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
7. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
8. 金融機関が投融資先企業によるFSC森林管理認証取得を奨励。
9. 金融機関が投融資先の林産物取引業者及びそのプロダクションチェーン等によるFSC Chain of Custody Criteria認証（CoC認証）取得を奨励。
10. 金融機関が投融資先の森林に巨大な影響を及ぼす企業によるForest Footprint Disclosureに基づく報告を奨励。
11. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業によるGRIのG4ガイドラインの標準開示事項を含んだ持続可能性報告書の公開を奨励。
12. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業によるGRIのG4ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
13. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
14. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の社会・環境・経済関連項目の設定を奨励。

鉱業

1. 金融機関が投融資先企業による国際自然保護連合（IUCN）が定めたカテゴリI-IVの保護地域への悪影響の予防措置を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業によるユネスコ世界遺産への悪影響の予防措置を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業によるラムサール条約に含まれる保護区への悪影響の予防措置を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業による緊急事態における利用可能な最善の技術の活用を奨励。
5. 金融機関が投融資先企業による事故が起こった場合の環境影響緩和が不可能な地域での採掘回避を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業による廃棄物の削減と責任ある方法による処分を奨励。
7. 金融機関が河川・海洋への尾鉱投棄を行う企業に関与しないこと。
8. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足の影響評価と悪影響の予防の実施を奨励。
9. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足が顕著な地域において地域住民のニーズと競合する新規事業

業を行わないことを奨励。

10. 金融機関が投融資先企業による閉山後の環境・健康への被害に関する計画策定を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による閉山後の生態系回復を奨励。
12. 金融機関が投融資先企業による小規模鉱山の持続可能性を確保することを奨励。
13. 金融機関が投融資先企業による国際労働機関（ILO）中核的労働基準の尊重を奨励。
14. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
16. 金融機関が投融資先企業による「安全と人権に関する自主的原則」の尊重を奨励。
17. 金融機関が投融資先企業による人権に対する悪影響の補償・回復措置の構築を奨励。
18. 金融機関が投融資先企業による業務を行う国ごとの適切な納税を奨励。
19. 金融機関が投融資先企業による業務を行う国ごとの収入・支出・収益・政府からの補助金・政府への支払い額（納税額や権益料等）の公開を奨励。
20. 金融機関がわいろや不当利益の提供・請求・受領等を行う企業に関与しないこと。
21. 金融機関が投融資先企業によるガバナンスの弱い国等で操業する際に人権侵害への不関与を明示することを奨励。
22. 金融機関が紛争鉱物の採掘及び取引を行う企業に関与しないこと。
23. 金融機関がウラン採掘を行う企業に関与しないこと。
24. 金融機関が Mountaintop removal（山を丸ごと崩す露天採掘方法）を行う企業に関与しないこと。
25. 金融機関が新規の石炭採掘を行う企業に関与しないこと。
26. ＜修正＞金融機関が発電用の石炭採掘を行う企業に関与しないこと。
27. ＜新規＞金融機関が工業用の石炭採掘を行う企業に関与しないこと。
28. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による鉱物資源採掘に関する基準やイニシアティブを遵守することを奨励。
29. 金融機関が投融資先企業による鉱物資源についての第三者認証取得を奨励。
30. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業による GRI の G4 ガイドラインの標準開示事項を含んだ持続可能性報告書の公開を奨励。
31. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業による鉱業・金属セクター補助文書を含む GRI の G4 ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
32. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
33. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の社会・環境・経済関連項目の設定を奨励。

石油・ガス産業

1. 金融機関が投融資先企業による国際自然保護連合（IUCN）が定めたカテゴリ I-IV の保護地域への悪影響の予防措置を奨励。
2. 金融機関が投融資先企業によるユネスコ世界遺産への悪影響の予防措置を奨励。
3. 金融機関が投融資先企業によるラムサール条約に含まれる保護区への悪影響の予防措置を奨励。
4. 金融機関が投融資先企業による緊急事態における利用可能な最善の技術の活用を奨励。
5. 金融機関が投融資先企業による事故が起こった場合の環境影響緩和が不可能な地域での採掘回避を奨励。
6. 金融機関が投融資先企業による採掘活動に際して生じる廃棄物の削減と責任ある方法による処分を奨励。
7. 金融機関が投融資先企業による新たなプロジェクトの計画策定における採掘後の環境・健康に被害に関する影響（海洋プラットホーム廃棄等）の考慮を奨励。
8. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足の影響評価と悪影響の予防の実施を奨励。
9. ＜新規＞金融機関が投融資先企業による水不足が顕著な地域において地域住民のニーズと競合する新規事業を行わないことを奨励。
10. 金融機関が投融資先企業による地質調査での海洋生物への影響緩和を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業による国際労働機関（ILO）中核的労働基準の尊重を推奨。
12. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
13. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
14. 金融機関が投融資先企業による「安全と人権に関する自主的原則」の尊重を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業による人権に対する悪影響の補償・回復措置の構築を奨励。
16. 金融機関が投融資先企業による業務を行う国ごとの適切な納税を奨励。
17. 金融機関が投融資先企業による業務を行う国ごとの収入・支出・収益・政府からの補助金・政府への支払い額（納税額や権益料等）の公開を奨励。
18. 金融機関がわいろや不当利益の提供・請求・受領等を行う企業に関与しないこと。
19. 金融機関が投融資先企業によるガバナンスの弱い国等で操業する際の人権侵害への不関与明示を奨励。

20. 金融機関がタールサンドにおける採掘を行う企業に関与しないこと。
21. 金融機関がオイルシェールにおける採掘を行う企業に関与しないこと。
22. 金融機関が石炭液化事業を行う企業に関与しないこと。
23. 金融機関がシェールガスの採掘を行う企業に関与しないこと。
24. 金融機関が極北地域での採掘を行う企業に関与しないこと。
25. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業による GRI の G4 ガイドラインの標準開示事項を含んだ持続可能性報告書の公開を奨励。
26. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業による石油ガス産業補助文書を含む GRI の G4 ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
27. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
28. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の社会・環境・経済関連項目の設定を奨励。

発電事業

1. 金融機関が再生可能エネルギーへの投融資を推進。
2. 金融機関が再生可能エネルギーへの投融資拡大のための目標を設定。
3. 金融機関が化石燃料エネルギーへの投融資縮小のための目標を設定。
4. ＜修正＞金融機関が従来型の石炭火力発電（例：CCS なし）を行う企業に関与しないこと。
5. ＜修正＞金融機関が石炭発電を行う企業に関与しないこと。
6. ＜修正＞金融機関が化石燃料発電を行う企業に関与しないこと。
7. 金融機関が原子力発電を行う企業に関与しないこと。
8. 金融機関が大規模水力発電を行う企業に関与しないこと。
9. 金融機関が投融資先企業による国際自然保護連合（IUCN）が定めたカテゴリ I-IV の保護地域への悪影響の予防措置を奨励。
10. 金融機関が投融資先企業によるユネスコ世界遺産への悪影響の予防措置を奨励。
11. 金融機関が投融資先企業によるラムサール条約に含まれる保護区への悪影響の予防措置を奨励。
12. 金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
13. 金融機関が投融資先企業による土地利用者の「自由で事前の情報が十分に提供された上での合意（FPIC）」に基づく土地・資源利用を奨励。
14. 金融機関が投融資先企業による人権に対する悪影響の補償・回復措置の構築を奨励。
15. 金融機関が投融資先企業によるダム建設に際して、世界ダム委員会（WCD）の 7 原則の順守を奨励。
16. 金融機関が投融資先企業による水関連インフラ建設に際して、世界ダム委員会（WCD）の 7 原則の順守を奨励。
17. 金融機関が投融資先企業によるバイオ燃料の製造に際して、持続可能なバイオ燃料に関する円卓会議（RSB）の 12 原則の順守を奨励。
18. ＜修正＞金融機関が投融資先の中小企業による GRI の G4 ガイドラインの標準開示事項を含んだ持続可能性報告書の公開を奨励。
19. ＜修正＞金融機関が投融資先の大企業・多国籍企業による発電設備セクター補助文書を含む GRI の G4 ガイドラインに従った持続可能性報告書の公開を奨励。
20. 金融機関が投融資先企業による購買方針における社会・環境・経済関連基準の策定を奨励。
21. 金融機関が投融資先企業によるサプライヤー等との契約時の社会・環境・経済関連項目の設定を奨励。

業務運営テーマ

ボーナス

1. 金融機関が不適切だった場合のボーナス回収権利の保持規定（クローバック・スキーム）の策定。
2. 金融機関が年次固定給の 100% を最大とするボーナス制限を策定。
3. 金融機関が年次固定給の 20% を最大とするボーナス制限を策定。
4. 金融機関が年次固定給の 10% を最大とするボーナス制限を策定。
5. 金融機関グループ内の固定給格差が 20 倍を超えないことを策定。
6. 金融機関のボーナスのうち 60% は長期目標に基づいていること。
7. 金融機関のボーナスの少なくとも 3 分の 1 は非財務業績的な基準に基づいていること。
8. 金融機関のボーナスの少なくとも 3 分の 2 は非財務業績的な基準に基づいていること。
9. 金融機関のボーナス算定基準に他の社員からの評価を含めていること。
10. 金融機関のボーナス算定基準に顧客からの満足度を含めていること。
11. 金融機関のボーナスが金融機関の業務と経営上の実施による社会、環境への影響の改善を含めていること。
12. 金融機関のボーナスが金融機関の投資と金融サービスによる社会、環境への影響の改善を含めていること。

透明性

1. 金融機関が環境・社会的リスクに関する管理システムを明示。
2. 金融機関が環境・社会的リスクに関する管理システムの監査結果を報告。
3. 金融機関が投融資先の政府を公開。
4. 金融機関が投融資先企業を公開。
5. ＜修正＞金融機関が1千万ドル以上の投融資先を公開。
6. 金融機関がすべてのプロジェクトファイナンスにおける投融資先を公開。
7. 金融機関が投融資先の地域・規模・産業別によるポートフォリオの内訳を公開。
8. 金融機関が投融資先の産業・地域を統合したクロス表形式によるポートフォリオの内訳を公開。
9. ＜修正＞金融機関がNACEとISICの最初の4分類に基づいたポートフォリオの内訳を公開。
10. ＜新規＞金融機関がNACEとISICの最初の6分類に基づいたポートフォリオの内訳を公開。
11. 金融機関が環境・社会課題について対話等のある投融資先企業数を公開。
12. 金融機関が環境・社会課題について対話等のある投融資先企業名を公開。
13. ＜新規＞金融機関がエンゲージメントの結果を公開。
14. ＜新規＞金融機関が持続可能性の問題により投融資を行わない企業名及びその理由を公開。
15. 金融機関が保有する株式の議決権行使結果を公開。
16. 金融機関がGRIのG4ガイドラインの標準記載事項を含む持続可能性報告書を公開。
17. 金融機関が金融サービスセクター補足文書を含むGRIのG4ガイドラインに則った持続可能性報告書を公開。
18. 金融機関が第三者認証を取得した持続可能性報告書を公開。
19. 金融機関が市民団体や他のステークホルダーとの協議の結果を報告。
20. 金融機関がステークホルダー（投融資先の影響を受けるコミュニティ等）からの異議申立審査メカニズム（金融機関の内部機関として）を設置。
21. 金融機関が、独立した異議申立審査機関（金融機関の行動により悪影響を受けた個人又はコミュニティから異議を申し立てることができる）が下した決定を順守。